

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

私は、平成5年6月に国民年金に加入し、加入後の国民年金保険料は、8年4月にA国に住居を移したものの、9年2月にA国への海外転出届を提出するまでの間、母に預金通帳を渡して納付してもらっていた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録によれば、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

国民年金保険料の納付を行ってくれていた母が亡くなっており、納付状況は不明であるが、保険料の納付を母に依頼していたので、納付等に不備はなく申立期間の国民年金保険料についてきちんと納付してくれていたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成5年6月から7年3月までの期間、及び申立人がA国に住居を移した8年4月からA国への海外転出届を提出し国民年金被保険者資格を喪失した9年2月の前月までの期間の国民年金被保険者期間の保険料が納付されていることが確認でき、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立期間直後の平成8年4月から申立人がA国への海外転出届を提出する直前の9年1月までの期間の申立人の国民年金保険料を自身の国民年金保険料と共に同

一日に納付していることを考慮すると、申立人の母親が申立期間のうち7年5月及び同年6月の国民年金保険料について、自身の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、平成7年4月及び同年7月から8年3月までの期間については、B市が作成している申立人及びその母親に係る国民年金被保険者台帳によれば、いずれも当該期間の国民年金保険料は未納の記録となっている上、申立人の母親が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡していることから、保険料の納付状況は不明であり、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和51年4月1日）及び資格取得日（昭和51年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から同年8月1日まで

A社に昭和49年11月1日に入社し、53年5月1日に退職するまでの期間に継続して勤務し、申立期間は、同僚と共に、子供を保育園に預け、同社に自転車で通勤していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立人は、昭和49年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、51年4月1日に同資格を喪失後、同年8月1日に同社において再度資格を取得しており、同年4月1日から同年8月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

また、申立事業所の承継会社であるB社の二代目事業主は、「申立人がB社に入社し、A社へ移籍したことは記憶しているものの、先代事業主（故人）が、A社とB社の経営者として両社を経営管理していたので、A社の経理内容については全く分からない。また、当社も倒産し、賃金台帳等の記録が全く無いので、申立人の申立期間についての給与や厚生年金保険料の取扱いは不明である。」と回答している。

しかしながら、前述の被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間

においてA社に継続して勤務していたことが認められる上、昭和51年4月1日に申立事業所に入社したとする同僚は、「入社当初から、申立人と一緒に保育園に子供を預け、会社に自転車で通勤していた。」と供述している。

また、当時、申立事業所の営業担当部長であったとする同僚（上司）は、「申立人が申立期間にA社の勤務を中断していた記憶は無く、昭和53年に退職するまでの期間において継続して正社員として勤務していた。当時、当社が申立人に試用期間を設けたことも、短時間勤務としたことも記憶が無い。厚生年金保険や雇用保険の届出等の事務は、B社で当社分も一括して行っていた。当時のB社の社会保険事務の担当者は既に亡くなっているので確認できないが、申立てについては、厚生年金保険の届出に係る事務を誤ったことによるものと考えられる。」と供述している。

さらに、前述の複数の同僚は、「A社は従業員が少人数の事業所であり、申立人と親しくしていたので、給与が支払われなかったり、健康保険被保険者証を返却したりすれば分かるはずである。同社では、給与支給及び保険料控除は継続して行われていたと思う。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿により、上記同僚の全員において、厚生年金保険の被保険者期間に欠落が無いことが確認できるとともに、申立人は、「申立期間当時、健康保険被保険者証の返却や再交付、離職関係書類への押印及び離職票の交付を受けた記憶は無い。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年3月及び同年8月に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年4月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月15日は21万8,000円、同年12月9日は20万4,000円及び18年7月14日は23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月14日

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が確認できない旨の回答であった。

申立期間に係る貯金通帳の振込記録により、申立期間に勤務していたA社から賞与が振り込まれていることが確認でき、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した賞与に係る預金通帳の振込記録により、申立期間において、申立人に対し賞与が支払われていたものと認められる。

また、A社で申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する申

立期間に係る給与支給明細書により、支給されている賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人の賞与に係る預金通帳の振込記録における振込額並びに同僚の賞与に係る給与支給明細書から推認される賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 21 万 8,000 円、申立期間②は 20 万 4,000 円及び申立期間③は 23 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は不明としているが、申立期間に係るいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が事務処理を誤ったとは考え難いことから、事業主は申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 7 月 15 日、同年 12 月 9 日及び 18 年 7 月 14 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（38 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月1日から61年8月1日まで

「ねんきん定期便」とA社から入手した「厚生年金被保険者台帳」とを突き合わせして確認したところ、申立期間における標準報酬月額が当該被保険者台帳に記載されている標準報酬月額より低く記録されていた。「ねんきん定期便」に記載された申立期間に係る標準報酬月額は、私が在職中に受け取った給与明細書の内容を書き留めた給与明細簿と比較しても、相違しているので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が給与明細書を基に作成したとして保管している給与明細簿から、昭和60年5月31日に、固定給変動に伴う差額が支給されており、同年5月から同年7月までの3月を対象月とした給与総支給額の平均値に見合う報酬月額は38万円であることから判断すると、同年8月1日の報酬月額が38万円であったことが推認できる。A社が作成し、申立人が同社を退職した際に同社から渡されたとする、申立人に係る「厚生年金被保険者台帳」では、同年8月1日付けの随時改定（38万円）の記録が記載されていることが確認できる。

また、前述の給与明細簿に記載された昭和61年1月から同年12月までの給与支給額は、申立人が保管する申立事業所に係る、当該期間の給与明細書の給与支給額と一致することが確認できる。

さらに、前述の厚生年金被保険者台帳及びA社に係る厚生年金保険被保険者名簿などから判断すると、申立人は、昭和61年8月1日付けで、A社本店から同社B支店に異動していることが確認できる。上記被保険者名簿に

において、申立人の 60 年 8 月 1 日付けの随時改定（38 万円）の記録が抹消されている上、同年 10 月 1 日付けの定時決定が記載されていないなど不自然な記録がうかがえる。

加えて、前述の厚生年金被保険者台帳及び被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和 61 年 8 月 1 日付けで A 社本店における資格を喪失し、同日付けで同社 B 支店における資格を取得している同僚についても、申立人と同じく 60 年 8 月 1 日付けの随時改定の記録が抹消されていることなどから判断すると、61 年 8 月 1 日付けの異動に伴う資格喪失の際に、誤って 60 年 8 月 1 日付けの随時改定の記録が抹消されたものとうかがえる。

また、上記の給与明細簿及び申立人が保管する給与明細書（昭和 61 年 1 月分から同年 7 月分まで）から確認できる、昭和 60 年 8 月から 61 年 7 月までの期間に係る厚生年金保険料の控除額は、標準報酬月額 38 万円に見合う金額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は昭和 60 年 8 月 1 日付けで標準報酬月額を変更した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の厚生年金被保険者台帳の記録及び A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、38 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から51年3月まで

私は、義父に勧められ、国民年金に加入するため、昭和52年3月頃、A市役所（現在は、B市役所）の窓口で、できるだけ未納期間が無いように国民年金の保険料を納付したいと申し出たところ、窓口の職員から、「今なら遡って未納期間全ての保険料を納められる。」と言われた。

後日、同市役所の窓口に行き、未納の保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年3月に払い出されていることが確認できるとともに、A市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿には、「新規取得 受付 52年3月4日」の記載がある上、納付記録の昭和51年度納付欄全てに「52.3」と記載されていることから、申立人は、当該払出時期において初めて国民年金に加入したものと認められ、当該払出時点においては、申立期間のうち43年7月から49年12月までの保険料は、既に時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和52年3月頃、申立期間の国民年金保険料額を納付するのに必要な金額約8万円を一括してA市役所の窓口で納付したと主張しているが、当該時期は特例納付の実施時期とも異なり、その後の第3回特例納付の実施時期においては、申立期間の保険料の納付は可能であったものの、申立人は当該特例納付時期に納付したとの主張はなく、申立人が納付したとする保険料額は当該特例納付時期において納付するのに必要な保険料額とは大きく異なる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年3月まで

私の国民年金の加入手続と保険料の納付は、私の亡母に任せていた。当時の詳しいことは分からないが、A市国民年金保険納入控帳袋が実家で見付かり、この納入控帳袋には申立期間の納入欄は無いものの、この納入控帳袋での納付状況によると、母は、几帳面に納付していると思われるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月8日に払い出されていることが確認でき、当該払出時点において、申立期間は、過年度納付の方法により国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられるものの、現年度の納付方法によっては、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、同人が所持するA市国民年金保険料納入控帳袋の記載内容により、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を集金人の徴収により納付していたと主張しているものの、申立期間当時、A市では集金人の徴収により過年度分の国民年金保険料を収納していた事実は確認できない上、申立人において、申立人の母親が集金人の徴収以外の納付方法により国民年金保険料を遡って納付したとの主張も無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親も既に死亡し

ており、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年5月1日から17年3月24日まで

平成15年6月頃からA事業所に勤務していた。当該事業所が事業収支の悪化により社会保険料を滞納していたことが分かっていたため、事業主と共に社会保険事務所（当時）を訪れ、社会保険料の納付に関する相談を行った際、保険料を分割で納付することに合意したにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることに納得できない。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成16年5月から同年8月までは38万円、同年9月以降は44万円と記録されていたものが、17年1月12日付けで、16年5月1日に遡って9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、A事業所に係る滞納処分票から、申立期間当時、同事業所は、社会保険事務所から社会保険料の納付に関して再三の指導を受けていたにもかかわらず、社会保険料を滞納しており、預金差押え等が行われていることが確認できる上、平成17年1月5日に、「被保険者二人の給与がほとんど出ていないことから、月額変更の提出を指導した。」旨記載されており、事業主及び申立人が同事務所を訪れ、同事務所の職員から健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出に関する指導を受けたことが推認されることから、上記の滞納処分票及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届から、同年1月12日に、事業主及び申立人に係る上記被保険者報酬月額変更届が同事務所に対して提出されていることが確認できる。

また、前述の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に添付されているA事業所の臨時総会議事録（平成17年1月5日開催）から、同事業所の事業収支が厳しい状況にあり、同事業所の設立時から事業主及び申立人に対して給与が支払われていないこと等の記載が確認でき、平成16年1月からの事業主の本俸を8万円、申立人の本俸を9万8,000円に改めることが決定されていることが確認できる上、当該議事録には、事業主及び申立人ほか一人の署名及び押印が確認できる。

さらに、A事業所に係るオンライン記録により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立期間当時は、A事業所は事業収支が厳しく、平成16年4月分からの給与は受け取っていない。」と供述しているところ、申立人も、同僚と同時期から給与を受け取っていない旨を供述している上、前述の臨時総会議事録からも、申立人に対して給与が支払われていない旨の記載が確認できることなどから判断すると、申立期間当時、同事業所から申立てどおりの給与の支給は無く、厚生年金保険料の事業主による給与からの控除は行われていないことが推認できる。

加えて、A事業所の元事業主は、「当時の資料は何も残っておらず、社会保険関係については、申立人が担当していたので分からない。」と回答しているため、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回る報酬月額に基づき厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。